

## 育児休業給付金が支給される時期

支給までの流れは、おおむね以下のとおり、事業所からハローワークへの申請書提出時期によって支給される時期が変わってきます。

1. 育児休業開始後 2 ヶ月（2 ヶ月未満の育児休業の場合はその期間経過後）を経過した日以降、事業所がハローワークに支給申請書を提出します。
2. ハローワークが支給申請処理を行い、決定通知書を事業所へ送付します。
3. 決定通知書に記載されている**交付の日から、おおむね 1 週間以内**に指定された口座に入金となります。
4. 次回 2 回目以降は、事業所が 2 ヶ月ごとにハローワークに申請します。

※ 事業所の提出方法は 3 通りとなります。電子申請であれば申請後 2 週間、郵送であれば 2～3 週間、来所であれば 1 週間で指定口座に支払われます。申請・提出方法については事業所にお問い合わせください。

※ 当該給付金以外の給付（追加給付等）により、指定口座が変更されている場合がありますので、入金確認は決定通知書の「支払方法」に登録されている指定口座をご確認ください。